

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷七十第

行發日一月二十年二十正大

論叢

土地課稅新案 法學博士 神戸 正雄

價値の量 法學士 恒藤 恭

世界經濟の意義 法學士 作田 莊一

鎌倉時代の土地制度 文學博士 三浦 周行

時論

農民土地愛着心冷却の傾向 法學博士 河田 嗣郎

震災と租稅 法學博士 小川郷太郎

說苑

マルサスの地代論に就て 經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

アダム・スミスの書簡一通 法學博士 河上 肇

「資本と勞働」と「勞働と資本」 法學士 山口正太郎

リカアド經濟論文集の刊行 經濟學士 谷口 吉彦

名士の死の心理に関する統計的研究 經濟學士 岡崎 文規

附錄

本誌第十七卷總目錄

マルサスの地代論に就て (二・完)

谷 口 吉 彦

- 目次——一、マルサスミリカアドの地代論 二、マルサスの『地代……に關する研究』 三、マルサス當時の社會的事實 四、ブカナンの地代論(以上前號掲載) 五、マルサスの地代論 六、結論

五

(二)概説、マルサスの論敵たるブカナンの地代論は、以上述ぶるが如きものである。之れに對してマルサスは次の如く批評する。曰く、

『最近エヂンバラのブカナン氏に依つて出版された「諸國民の富」の極めて貴重な版本に於ては、獨占の觀念は尙一步を進めて居る。即ち以前の著者達は、地代を以つて獨占の法則に依つて支配さるゝと考へたけれども、彼等は尙ほ此の土地の場合の獨占は、必要にして且つ有益であるとの意見であつたに反し、ブカナン氏は時に之れを以つて僻見であるとなし、さうしてそれは地主に與ふる所のものを消費者から掠奪するのであるとさへ謂つて居る』³⁵⁾と。

既に述ぶるが如く、マルサスの地代論が公にされるに至つた直接の原因は、此の如き地代の獨占説乃至有皆説を排撃せんとするにあつたもので、従つてマルサスの『研究』は、次に掲ぐる如く地代の重要を説くことを以つて筆を起して居る。

『土地の地代は國民所得の一部分であつて、其は常に極めて重要なものであるとして考へられて

來た。

『アダム・スミスに從へば、地代は社會の三大階級が支持せらるゝ所の富の三根源の一である。

『エコノミストに依れば、地代は極めて卓越せるものとして區別せられ、從つて地代のみが富の名目に相當し、且つ國家の租税を支持することを得、また租税が結局負擔せられる所の唯一の資源であるを考へられた』と。

而して『研究』の最後の頁には、次の如き言葉が発見さるゝ。

『エコノミストの謂へるが如く、總ての租税が地主の純地代に歸着するといふことは、決して真理ではないけれども、而も地主は、國家の他の階級に比し、一層屢々直接間接に課税せらるゝ、また他の階級に比して之れを免るゝ力の一層弱いものである。さうして地主は、直接自身に課せらるゝ、租税のみならず、農業家の資本及び労働者の賃銀の上に落つる租税の多くをも負擔する……』と。

即ち彼れの地代論は、最初の二頁も最後の二頁も、共に地代が重要な國富の根源であることを主張したものであつて、これに依つて見るも、彼れの地代論の性質が如何なるものであらうかは、略々想像せらるゝであらう。

(二) 地代の非獨占説、マルサスの『研究』は其の標題の示す様に、地代の『性質及び増進』を論ずるものとなつて居る。而して彼れが、時代の性質に就て第一に闡明せんと努むる所は、それが普通の獨占と大に性質を異にするの點にある。此の點に於て彼れは、直接にブカノンの獨占的に

36) *ibid.*, p. 1.
37) *ibid.*, p. 6r.

反對するのみならず、またエコノミスト及びアダム・スミス以下總ての學者を共同の論敵とする曰く、

『此の問題(地代の原因)に就て、極めて注意深く且つ繰返し熟讀したる後、余はアダム・スミス、エコノミスト並びに尙一層近代の著者達が、之れに對して有する見解に全然一致することが出来ないことを發見した。』

『余の見る所に依れば、是等の著者達の殆んど總ては、地代の性質及び其が支配さるゝ法則を以つて、獨占に特有な所の、生産費に對する價格の超過と餘りに近似なものゝ様に考ふる様である』³⁹⁾と。

マルサスに従ふも『地代の直接の原因は、明かに粗生々産物の市場に於ける賣價が、生産費以上に超過することである』³⁹⁾然らば粗生々産物の價格は何故にかくの如き超過部分を生ずるかといふに、彼れは之に對して三つの原因を擧げる。曰く、

『第一に且つ主として、土壤の性質——即ち土地の上に使役された人々の維持に要するよりも、一層大なる生活必需品を産出し得ること。』

『第二に、生活必需品の特性——即ち其れが自ら其の需要を創造し得ること、若くは生産されたる必要品の分量に比例して、需要者の數を増加すること。』

『第三に、最も肥沃なる土地の比較的稀少なること、是である』⁴¹⁾と。

是等の原因の中、第一はエコノミストの唱ふる所であり、第三はスミス以下多くの學者の唱ふる

38) *ibid.*, p. 2.

40) 此點に於てと謂ふ。

41) *ibid.*, p. 8.

39) *ibid.*, p. 2.

The term "Partial monopoly" might be fairly applicable

る所である。獨り第二の原因のみは、マルサスに於て始めて見る所のものである。而してこれが彼れの非獨占説の鍵鑰を成すもので、従つて彼れが最も強調する要點であり、而も余の見る所に依れば、此は實に彼れの人口法則其のものをば、別の言葉で言ひ表したものに外ならぬ。

マルサスに従へば、生活必需品に對する需要と、他の一般商品に對する需要との間には『根本的の相違』⁴²⁾がある。即ち生活必需品の場合にあつては『需要者の數の存在及び増加は、是等の必需品そのもの、存在及び増加に依つて定まらねばならぬ』⁴³⁾之れに反して他の商品にあつては『需要は在外のものであり、生産物そのものに無關係である』⁴⁴⁾換言せば人口の増減は生活必需品の増減に比例するものであるが、他の商品にあつては此の如き關係は存在しない。従つて普通の商品にあつては、『自然的若くは人爲的獨占の場合』⁴⁵⁾其の供給を制限することに依つて、獨占を作り得るものであるが、生活必需品にあつては、供給を制限することは、其の結果需要を減少することゝなる『果して然らば、生活必需品の價格は、普通獨占の原理に依つて左右さるゝと考へ得らるゝや否や』⁴⁶⁾其の然らざることは明白であると、彼れは主張する。マルサスの非獨占説は、かくの如くして彼れの人口法則を基礎として成立するものである。

(三)地代必然論、地代の發生するは、自然法則に本づく必然の結果である、と做す點に、彼れの地代論の第二の特徴がある。彼れに従へば、地代の生ずる第一の原因即ち土壤の性質と、第二の原因即ち生活必需品の特性とは『地代の存在にとり絶對的に必要なるもの』⁴⁷⁾であり、人類に對して與へられたる『自然の恩惠』⁴⁸⁾である。地代は此の自然的恩惠の結果として、或る程度の文明

42) 12. p. 12.
43) 12. p. 12.
44) 12. p. 12.
45) 12. p. 12.

46) 15. p. 9.
47) 9. 8-9.
48) 15. p. 9.

に達したる國民の間に、必然的に發生し來ること、恰も萬有に對する引力の法則の避くべからざると同じであると謂ふ。曰く、

『それ故に、一國が或る程度の富と或る密度の人口に達する時は……土地に對する一定の性質を有する一種の固着として、地代の分離することは、恰も重力の原理の働きと同じく、不變なる一の法則である。此のことは、争ふべからざる眞理として斷言し得る』と。

既に地代の發生若くは存在が自然的必然の結果であるのみならず、地代の騰貴も亦必然不可避の結果であると彼れは謂ふ。地代騰貴の原因として彼れの擧ぐる所は次の四項である。

『第一、利潤を低下せしむるが如き資本の蓄積。』

『第二、勞賃を低下せしむるが如き人口の増加。』

『第三、一定の結果を産出するに必要な労働者の數を減少するが如き農業上の改良、若くは勤勞の増加。』

『第四、生産の費用を名義上低下せしむるが如き、需要の増加による農業生産物の價格の騰貴』⁴⁹⁾

即ち『右に述ぶる四原因の作用に依つて、生産物の價格と生産手段の費用との差が増加する時は、常に土地の地代は騰貴するであらう』⁵¹⁾といふ。而して茲に述ぶる所の資本の蓄積、人口の増加、農業上改良及び穀價の騰貴は、何れも一國の富の増加又は其の必然の結果であるから、國富の増進せる國にあつて地代の騰貴することは『富及び繁榮の増加に伴ふ必然の結果であり、且つ其の最も確實なる標識である』⁵²⁾

49) *ibid.*, p. 20.
50) *ibid.*, p. 22.
51) *ibid.*, p. 26.
52) *ibid.*, p. 40.

すでに述べたる如く、マルサスの地代論の出でたる當時は、『前例なき地代の騰貴』のために、地主及び農業家の鼓腹せる時代である。此の時に當つて、此の如き異常なる地代の騰貴は、英國の富の程度の増進せる必然の結果であつて、之に對して何人も責任を有せずとなす所の、彼れの地代論の出でたることは、地主及び資本家階級にとつて、極めて都合よきものであらねばならぬ。同時にそれは飢餓に頻せる當時の勞働者にとつて、極めて冷酷なる神の法則であらねばならぬ。

(四)地代必要論、すでに地代の發生及び其の増進が、自然法則の必然的結果であつて、到底避くべからざる運命であるばかりでなく、其は國民經濟上『絶對的に必要なる部分』⁵³⁾であると彼れは謂ふ。此點に就て彼れは、スミスが地代を以つて國民所得の三根源なりとなせるに賛し、更に進んでエコノミストの見解にまで近づいて居る。曰く、

『此の増加價値(即ち地代)は、單に農業家個人若くは個人の階級にとつて有利なるのみならず、其の國の製造業に對して最も堅實な國內需要を喚起し、其國の財政的維持に對して最も有力なる資源を供し、且つ其國の陸海軍に對して最も大なる財源を與ふるものである』⁵⁴⁾と。また謂ふ。

『地代が總ての方及び享樂の根源なりと謂はるゝは正當である……。實際に於て地代なくしては、其處には都市もなく、陸軍若くは海軍力もない。藝術もなければ學問もなく、精製工業もなければ舶來の便宜品や贅澤品もない。且又地代なくしては、單に個人を向上せしめ威儀あらしむるのみならず、大多數の人民全體の上に有益なる影響を及ぼす所の、教養あり洗練されたる社會も存しないこととなる』⁵⁵⁾と。

53) *ibid.*, p. 16.

54) The Grounds of an opinion on the policy of restricting the importation of Foreign Corn(1815)p. 35.

55) An Inquiry into the nature and progress of rent—pp. 16—17.

即ち彼れに従へば、地代は文明社會に於ける總ての文化的施設の資源をなすものであり、地代なくしては、今日の所謂文化生活は一も之を享樂せること能はざるものである。蓋し地代の重要を説くの點に於て、エコノミストと雖も、彼れの右に出づるものではなからう。

かくの如き極端なる地代重視の思想は、想ふにブカナン⁵⁶⁾の地代有害論を駁せんとして、却つて反對の極端に陥つたものであらう。彼れは謂ふ。

『果して然らば、地代はブカナン氏の謂ふが如く、何等國民の富を増加するものではなく、單に地主にとつてのみ利益であり、消費者にとつては、之れと同じ割合に有害なる所の價値の移轉に過ぎないものである、と考ふことが出来るであらうか』⁵⁶⁾

『それ故に、次の事は争ふべからざる眞理として述べられやう。即ち地代は單なる名義上の價値でもなく、また人民の一階級から他の階級に向つて、不必要に且つ有害に移轉したる價値でもなく、其は國民資産の全價値の中、最も眞實にして且つ本質的な部分である。さうして假令土地所有者が何人であらうとも——地主、君主、若くは實際の耕作者の何れであらうとも——地代は自然の法則に依つて、其があるべきところ即ち土地の上に歸着する』⁵⁷⁾と。

(五) 農業保護論及び地主擁護論、以上述ぶるが如く、地代を以つて最も重要な國富の根源なりとなす思想は、延いて農業保護論とならざるを得ぬ。彼れはエコノミスト及びスミスと同じく農業を以つて商工業に比し一層生産的なるものと考へる。即ち謂ふ。

『アダム・スミスが「製造工業の上に用ひられた等量の生産的勞働は、決して農業に於けると同じ

56) *ibid.*, pp. 15-16.

57) *ibid.*, p. 20.

大いさの再生産を齎すことは出来ない」と謂つて居るのは至當である。

『若しも各一萬磅の二つの資本が、一は製造工業に他は土地の改良に用ひられ、通常の利潤を齎して二十年後に之れを回收するならば——製造工業に用ひられた資本は、其の背後に何物をも残さないであらう。然るに土地の上に用ひられた資本は、必ずや少なからざる價値の地代を残すであらう』⁵⁸⁾と。

此の如き地代の重視、及び重農の思想は、又自然の結果として地主擁護論とならざるを得ぬ。

彼れは、穀物の自由貿易が地主階級に及ぼす影響を述ぶるに際し、地主が國家若くは國民生活上極めて重要な地位を占むるものなることを力説する。曰く、

『地主階級に就ては、彼等は前述の二階級(勞働階級及び資本家階級)の如く、富の生産にとつて積極的に貢献せずとするも、其の利害關係が、彼等にも増して、國家の繁榮と直接不可離に關聯せる階級は他に存しない。

『吾々は、地主の如き地位に在る階級の人々の利益が實質的に損害を蒙りながら、國家の利害に影響を及ぼさないなど、考へてはならぬ』⁵⁹⁾

彼れの『經濟原論』には、右の趣意を更に敷衍するため、特別なる二節を之れに充て、居る。さうして『自國の人口を自給する國に於て、地主と國家の利害關係が、嚴密に且つ必然的に關聯せることに就て』⁶⁰⁾といふ節の冒頭は、次の文章を以つて始まつて居る。

『アダム・スミスは、地主の利害が國家の利害と密接に關聯せること、従つて一方の繁榮若くは

58) The Ground of an opinion pp. 35-36.

59) ibid., pp. 34-35.

60) Principles of Political Economy, (1820) Ch III. § 8.

窮乏は、他方の繁榮若くは窮乏を意味することを説明して居る。今此の章に於て論定した地代論は、此の説明に全合致する様に見える⁶¹⁾と。これに續ける他の一節——『穀物を輸入する國に於ける地主と國家との關聯に就て』——の最後は、次の文章を以つて結ばれて居る。

『國家に於ける他の階級の利害は、地主の利害ほどに、國家の富及び力と密接に且つ必然に關聯して居らないといふことは、最も安全に斷言し得る』⁶²⁾と。

之を要するに、マルサスは、地主階級の利害が最も密接に國家の利害と相關聯せることに依つて、最も有力なる彼等の辨護者となり、以つて當時の反地主熱に對抗したものであることは明らかである。

(六)地代と穀價との關係、當時二十年に亘る英國の戰時狀態は、既に述べたる如く、一方に異常な穀價の騰貴を來たして勞働階級を飢餓に類せしめ、他方に前例なき地代の騰貴を來たして地主及び資本家階級に莫大な利得を倍したが、此の極端な二つの事實を對照する場合、何人も直ちに地代と穀價との關係に想到せざるを得ない。當時の社會的感情は、反地主熱の高潮に達し、此の間に在つて、スペンス一派の土地改革論者が盛に活躍したことは、前に述べたるが、マルサスの地代論はかかる場合に於て、一方に地代の必然性及び其の必要を説いて、地主の辯護に努めたのみならず、他方に穀價の必然性及び地代との關係を説いて、反地主熱の鎮壓に貢獻したものである彼れに従へば、穀物の價格の高價なるは、一國の富の増進する必然の結果であると謂ふ。曰く、『卓越せる富の標識若くは後果としては、……粗生々産物の高價なことより以上に確實

61) *ibid.*, p. 204.

62) *ibid.*, Ch. III, § 9. 尙此の書の第二版(1836)では§8と§9とが合して§8. On the strict and necessary Connection of the interests of the Landlord and of the State となつてゐる。

63) *ibid.*, p. 225.

なる又必然的なものはない。……吾々は一國の繁榮状態の最も確實な證據の一に就て、不平を言ふべきではない……⁶⁴⁾』

『粗生々産物の價格高きことは、富の卓越及び増進の必然的隨伴物であつて、其の一なくしては他は存しない……⁶⁵⁾』

『假令輸入制度の下に於ても 現在の歐洲各國の状態及び地位に於ては、穀物の高價なことは、富の卓越及び増進に伴はねばならぬ』⁶⁶⁾』と。

此の如く、生活必需品の高價は、富の増進に伴ふ必然の結果なることを主張するのみならず、更に進んで、其が必ずしも勞働階級にとつて不利なものではないと彼れは謂ふ。

『消費者として最も直接な利害關係を有すると想はるゝ所の社會の勞働階級に關して、穀物の高價を以つて、彼等に有害なものとして警戒を要すと考ふるは、此の問題に關して、極めて近視眼的な見解である。』

『彼等の境遇改善にとつて最も必要なものは、彼等自身の慎み深き習慣と、勞働に對する需要の増加である。……さうして穀物の高き價格は、その自然的結果を生ずる時間を許すあらば、彼等にとつて不利益なところではなく、積極的にして疑ふべからざる利益であるといふことは、余が明白に斷言して躊躇せざる所である』⁶⁷⁾』と。

右に述ぶる様に、穀物の價格の高いことは、富の増進に伴ふ必然的な且つ有益な結果であつて地代の高いことがその原因をなすものでない。反對に穀價の高いことが、地代の存在及び騰貴の

64) An Inquiry, pp. 46-47.
65) ibid., p. 47.
66) ibid., p. 47, note.
67) ibid., pp. 47-48.

原因であると主張する。彼れは之を次の様に謂ふ。

『一般に、地代を決定するのが價格であつて、價格を決定するのは地代でない』⁶⁵⁾と。

地代と穀價との關係に關する此の見解は、後にリカアドが『地代が支拂はるゝから穀物が高いのではない。穀物が高いから地代が支拂はるゝのである』⁶⁶⁾と謂つたのと同じく、穀價の暴騰に就て地主が全く責任を有しないことを有力に證明するものである。換言せば、當時に於ける貧民階級の飢餓と地主資本家の暴利とは、何れも自然法則の必然的結果であつて、何等人爲の結果に出たものでもない。従つて地主階級は之に對して全く責任なきものであると主張する。

今此の主張の正否は姑く別として、かくの如き見解が、當時沸騰し來つた反地主熱に對して、一掬の冷水を振りかくるの效果あるべきことは、容易に想像さるゝ所である。

六

以上述ぶる所を要するに、マルサス地代論を、地代獨占説に對して非獨占説を主張し、地代の發生及び増進は、自然法則の必然的結果なることを論じ、更に地代の不必要若くは有害論に對して其の必要若くは有益論を成すものである。要するに、當時の社會的經濟的事情より起つた所の地代排斥若くは地主放逐論に對して、地代を辯護し地主を擁護するものに外ならぬ。

此の意味に於て、彼れの地代論を其の人口論と比較する場合、極めて興味ある對照を感ずる。彼れの人口論は、ゴドウヰンに依りて代表せらるゝ所の當時の一般社會思潮たる理想的合理主義に對して、經驗的自然主義の立場に在つて、彼れの無政府共產主義を論駁するものである。さう

65) An Essay on the Principle of Population, 3rd ed., (1806) Bk III, Ch., X, p. 266.

66) Ricardo, Principles, Ch. II (Gonner's ed., pp. 51-52)

して此處に於てマルサスの主張する所は、貧乏必然論であり、更に貧乏必要論であり、従つて貧者階級に對する富者階級の責任をば、全く解除せんとするものである。今彼れの地代論は、直接にはブカナンに依りて代表せらるゝ所の當時の社會的感情たる反地主熱に對し、間接にはスペンヌ一派によりて主張せらるゝ土地改革論に對して之を駁論するものである。さうして此處に於てマルサスの主張する所は、地代必然論であり更に地代必要論であり、従つて貧者階級の飢餓に對する地主階級の責任をば、全く解除せんとするものである。

而してマルサスの人口論に依つて一敗地に塗れた空想的社會主義は、更に彼れの必然論を基礎とすることに依つて、其の陣容を改めて新たな科學的社會主義を生むことゝなつた。殊に此の人口論が、リカアドの手を経て勞賃鐵則となるに及び、新しき社會主義は之を利用して、有力なる資本主義攻撃の武器となしたるものなるが、今彼れの地代論も亦、リカアドの手を経るに及んで新たな社會主義的主張に對して有力なる理論的根拠を與ふることゝなり、ヘンリー、デョージを経て、フェビアン派の土地國有論を基礎づけることゝなつたものである。(完)

附記、此の論文を卓するに當り、大原社會問題研究所が、貴重な著書の閱讀を許された好意に對し、心から感謝の意を表する。